

# つながろう 差別のない 社会をめざして

## 【部落差別解消推進法の制定】

この法律は、部落差別の解消を目的に、2016年に施行されました。「現在もなお部落差別が存在する」こと、「日本国憲法の理念にのっとり部落差別は許されない」ものであること、そして「部落差別のない社会を実現する」ことが明記されています。そして、国と地方公共団体には、部落差別の解消のための取り組みを行っていく責任があると記されています。

## 7月は同和問題啓発強調月間です

「部落差別は教えるからなくなる」と言う人がいます。しかし、SNS や動画投稿サイトでは、被差別部落やその出身者に対する悪質なデマや事実無根の誹謗中傷が今なお続いています。もし同和問題を正しく知らないまま、まちがった情報に触れてしまうと、誤ってそれを信じてしまい、知らず知らずのうちに周りの人を傷つけてしまうかもしれません。

現在でも部落差別をはじめ、女性差別、障がい者差別、外国人差別、そして新型コロナウイルス感染症に関係した差別などで、人権が侵害されている人たちがいます。差別を無くすためには、一人ひとりが人権問題について学び続けることが大切です。

小郡市では、学ぶための機会として講演会や人権講座の開催、啓発冊子の発行など、差別のない社会を一日でも早く実現するための取り組みを進めています。

※今年の同和問題市民講演会は、感染症対策のため中止しています

